

# 利息分割受取型定期預金「らくらく定期」規定



2019年12月現在

## 1. (種類および預入期間)

- (1) 大口定期とし自動継続（元金継続扱いのみ）・非自動継続いずれも取扱可能です。
- (2) 1・2・3・4・5年の定型方式のみです。
- (3) 中間利払は、1か月・2か月・3か月・6か月のいずれかを指定して下さい。
- (4) 預入対象は個人に限ります。

## 2. (利息)

- (1) 中間利息の支払いは次によります。

- ① 1・2・3・6か月毎に行い中間利払日に指定口座へ入金します。
- ② 中間利払額は次により算出し、中間利払利息を差引いた利息の残額は、満期日に指定口座へ入金します。

$$\text{中間利払額} = \text{元金} \times \text{約定利息} \times 100\% \times \frac{\text{サイクル毎の月数}}{12}$$

- ③ 中間利払通知は行いません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定3.(3)の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

- ① 次のア. およびイ. のうち、いずれか低い利率によって計算し、この預金とともに支払います。  
ただし、1か月未満での解約の場合には、普通預金利率（金額階層別金利の場合には下限の利率。）と下記の利率のいずれか低い利率を適用します。また、イ. の算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。

ア. 約定利率×70%

イ. 約定利率－  $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。

## 3. (利息差額の清算)

中間利息を約定利息×100%で先払いするため、中途解約時に利息の過払いが発生することがあります。過払いが発生したときは、中間支払利息の合計額と解約利息との差額を元金から差引き支払います。

この預金には、本規定のほか「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

以上